

第一次大戦期アメリカ戦時 経済体制に関する一考察(Ⅱ)

黒川 勝利

Ⅲ 大戦直前の労資関係と連邦政府

(1) 大戦直前のアメリカでは、労資の暴力的対決の時代——The Age of Industrial Violence (Graham Adams, Jr.)——と呼ばれるにふさわしく、労資間の紛争はしばしば労働者と自警団や雇われ探偵団との暴力的対決に発展し、さらには銃撃戦、集団虐殺、爆破事件すら引き起していた。またこのような事情を反映して、大量生産体制の時代に適合した新たな労資関係の枠組みが、労資の双方、あるいは様々な政治、思想集団や知識人等によって模索されつつあった。彼等が戦時労働政策を、単に戦争によって新たに生み出された諸問題のみならず、戦前から未解決のままに持ち越された諸問題をも解決して、自己の利害ないしは理念を実現するための手段として利用しようとしたのは、けだし当然であった。かくして、戦時労資関係を律すべき基本原則および政策についての労資間の合意にもかかわらず、そしてしばしば軍需生産のための労働力の確保、産業平和の維持等が口実とされたものの、戦時の労働政策をめぐる論争の背後には、あるべき労資関係の枠組みをめぐる戦前からの対立が潜んでいた。それゆえここで、戦前の労資関係、ひいては戦時の労働政策に、様々な意味で大きな影響を及ぼした諸利害勢力の大戦直前の動向、特にその連邦政府との関係を考察しておきたい。

(2) まず注目すべきは第一次大戦前のアメリカにおける労働運動の中心勢力たるアメリカ労働総同盟 (American Federation of Labor, 以下 AFL

と略記)であろう。1897年には約27万人にすぎなかった AFL 傘下組合員数は、7年後の1904年には約6倍の168万人に達し、当時の全組織労働者の8割以上を占めていた。その後しばらくの間停滞が続いたけれども、1910年ごろから当時の革新主義的風潮に乗って再び勢力の拡大が始まり、参戦直前の組合員数は200万人に達していた。⁽¹⁾

サミュエル・ゴンパースやジョン・ミッチェルに代表される当時の AFL 主流派の政府に対する基本的な姿勢は、政府の労資関係への干渉あるいは保護を排して、労働者自身の力で、すなわち労資の団体交渉を通じて労働者の地位の向上を図るというものであった。このいわゆるヴォランティアリズム voluntarism の原則は、アメリカ労働運動の過去の経験、特に AFL に先行する諸労働団体の挫折の歴史を踏まえて成立したものであり、当時の AFL 内においてゴンパース一派と対立していた社会主義者との AFL 大会等における論争の中でより明確なものとなった。⁽²⁾

とはいえ、もちろん AFL がアメリカ労働運動の唯一の勢力ではなく、ヴォランティアリズムが唯一の路線でもなかった。当時、より急進的な政策を掲げて AFL の路線に不満な労働者に強い影響を及ぼしたものとして、サンディカリストと社会主義者があった。サンディカリストは、世界産業労働者連盟 (Industrial Workers of the World) を結成して、主として未熟練労働者、移動労働者の間でその影響力を誇っていた。他方社会主義者は AFL 系組合の中でも活動を行っていたが、大戦直前の革新主義的風潮とともにやはり勢力を拡大し、当時の AFL の最有力組合、合同炭鉱組合 (United Mine Workers) や国際機械工組合 (International Association of Machinists)

(1) U. S. Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1957* (Washington, 1961), p. 97

(2) Horton W. Emerson, Jr., "Attitudes of the American Labor Movement Toward the Role of Government in Industrial Relations, 1900—1948", (Ph. D. Dissertation, Yale University, 1956) pp. 11—55.

等でその主導権を握った。⁽³⁾

ゴンパースに率いられたAFL主流派は、サンディカリストや社会主義者とは違って資本主義体制そのものを根本的に批判しようとせず、その意味では保守的であった。しかしながら、ここでデュボフスキーの次のような指摘に注意しておきたい。

しかしながら、この非急進的多数派を、姿を現わしつつあるコーポリット・リベラル体制の飼いなされた市民たちと見るのは、重大な誤りである。もしもサミュエル・ゴンパース、ジョン・ミッチェルと彼等に代表される労働者がレトリックとして私有財産と自由企業を擁護したとしても、彼等の現実の行動は財産権の既成の諸原則と対立し企業の自由を制限したのである。⁽⁴⁾

すなわち当時の彼等の要求は、資本主義体制そのものではなくとも、やはり当時のアメリカの法と経済の既成秩序、デュボフスキーの表現では“fundamental American traditions”への挑戦だったのであり、したがってまたその担い手である国家や実業界の反撃に遭遇せざるをえなかった。

このことは、当時のAFLにとってもっとも深刻な問題の一つが、裁判所の相次ぐ反労働的判決、なかんづくシャーマン反トラスト法等に基づく差し止め命令であったという事実によく示されている。特にダンバリー・ハッター事件判決とボックス・ストーブ事件判決は、前者は個々の一般組合員にまで幹部や他の組合員の行為の責任を問い損害賠償請求の対象とすることによって、後者はゴンパース、モリソン、ミッチェルといったAFL幹部に法廷

(3) さしあたり, *Ibid.*, pp. 36-44.

(4) Melvyn Dubofsky, "Abortive Reform: The Wilson Administration and Organized Labor, 1913-1920", in James E. Cronin and Carmen Sirianni ed., *Work, Community, and Power: The Experience of Labor in Europe and America, 1900-1925* (Temple University Press, Philadelphia, 1983), p. 198.

侮辱罪で実刑判決を下すことによって、労働界に大きな衝撃を与えた。⁽⁵⁾ 1911年にタフト大統領によって当時の労資紛争の原因究明と解決策の提示のために設立された合衆国労資関係委員会の最終報告書は、このような判決が各地で相次ぐことによって「だれもが自然にいつかは自分や仲間が不正や差別の犠牲になるかも知れないと恐れるようになる」と指摘している。⁽⁶⁾ 当時の有力な反労組の経営者団体、全国製造業者協会の法律顧問ジェームズ・エメリーも、もちろん逆の立場から、同委員会の質疑応答の中で次のように差し止め命令の労資紛争への効果について証言している。

それら（差し止め命令）は非常に効果的に機能しています。労働争議に関して発せられた差し止め命令は、激しい議論にもかかわらず、一般的にいて、守られています。わが国の労働者の大部分は法を遵守する人々であって、裁判所の見解に賛成であろうと反対であろうと、一般的にいてその命令に従います。私は差し止め命令は、財産のみならず生命の巨大な保護者であったと思います。そして労働争議の際にあまりにもしばしば発生する不幸な事態に対する社会的救済手段としてのその意義をもっとも見事に証明していると私が思う例は……⁽⁷⁾

それゆえ AFL は、早くから、政府職員のための8時間労働や移民制限とともに、差し止め命令の適用対象から労働運動を除外することをめざして口

(5) さしあたり, Selig Perlman and Philip Taft, *History of Labor in the United States, 1896—1932*, Vol. 4, *Labor Movement* (rep. ed., N. Y., 1966), pp. 154—155.

(6) U. S. Commission on Industrial Relations, *Final Report and Testimony* (Washington, 1916), Vol. 1, p. 39.

(7) *Ibid.*, Vol. 11, pp. 10821.

(8) 当時の AFL はヴォランティアズムの原則から男子成人労働者一般を対象とする8時間労働法には反対していたが、「この場合は政府が雇主なので」ヴォランティアズムの原則に反しないとされていた。Cf. Testimony of Gompers, in CIR, *Final Report and Analysis*, Vol. 2, pp. 1573—1574.

(9)
 ビー活動を行なっていた。しかしながらこの運動は、20世紀に入って活発になった反労組的経営者団体の反対運動もあって、なかなか成果を挙げることができなかった。そこで AFL は、1906年、118の組合の代表をワシントンに集めて「労働の苦情の訴状」(Labor's Bill of Grievance) を作成し、大統領や上下両院の議長に送付するとともに、以前から AFL の政治活動の指針とされてはいたが現実にはほとんど試みられたことはなかった「汝の友に報い、汝の敵を罰せよ」(“reward your friends and punish your enemies”) の原則を国政選挙に適用して反 AFL 的な議員の議会からの追放、親労働的議員の当選に努力した。この結果 AFL は、比較的労働者の要求に肯定的であった民主党との関係を深めていくことになった。しかもその後まもなくアメリカで高まった革新主義的風潮の中で共和党の勢力が衰退し、1910年の選挙ではついに民主党が下院で多数派となった。また1912年にウッドロウ・ウィルソンが民主党からの久々の大統領として登場し、さらには労働省が新たに設置されて合同鉱山労組出身のウィリアム・B・ウィルソンが初代の長官に任命されたことによって、AFL は連邦政府の労働政策に対してかなりの影響力を獲得することになった。とはいえこの政権のもとで制定されたクレイトン法も、AFL 指導者の希望的観測にもかかわらず、差し止め命令から労働運動を解放するものとならなかったのである。

(3) 19世紀末から20世紀初頭にかけての AFL の急成長はまた、労働者の、あるいは組合の介入から経営者としての聖なる権利を守りぬこうとする実業界の警戒と反発を呼び起した。従来からの、特定の問題についての企業別、ないし産業別の紛争とは若干次元を異にした労働運動一般に対する反対運動

(9) 以下 AFL の政治活動についてはさしあたり、Perlman and Taft, *op. cit.*, pp. 150—158, Marc Karson, *American Labor Unions and Politics, 1900—1918* (Carbondale, Illinois, 1958), pp. 29—71.

が、1900年にオハイオ州のデイトンに始まってまたたく間に他の地方都市にも波及していった。この運動は、全国製造業者協会 (National Association of Manufacturers, 以下NAMと略記) が1903年のニュー・オリンズ大会において、組織労働に対する事実上の宣戦を布告したことを契機として一挙に⁽¹⁰⁾全国的なものとなった。

NAMは、1895年に設立された。その初期の活動の重点はアメリカ工業製品のための海外市場の開拓におかれ、特にラテン・アメリカと極東に関心を寄せていた。⁽¹¹⁾しかしながら1902年、政府職員の8時間労働法と差し止め命令禁止法の制定をめぐってAFLと対立し、⁽¹²⁾翌年の大会に至ってその反AFL的立場は決定的となった。会長のパーリーは組織労働が今や経営者の権利や個人の自由に対する脅威となったと主張し、次のようにNAMの路線の転換を宣言した。

組織労働との戦いが、ある意味で我々の今までの労働に関する保守的な政策からの離脱であるというのは事実である。しかしこの離脱は、協会がこの国の製造業者と人民の役にたつために全力を尽そうとするかぎり、不可避的なものなのである。⁽¹³⁾

大会は、労働問題に対する基本方針として、9項目の原則を採択し、これにその翌年もう1項目が追加されて以下の10項目となった。

- (1) 公正な取引が、被雇用者と雇主の関係の依拠すべき根本的かつ基礎的原理である。

(10) Perlman and Taft, *op. cit.*, pp. 129—133, Albert K. Steigerwalt, *The National Association of Manufacturers, 1895—1914, A Study in Business Leadership* (Grand Padis, Michigan, 1964), p. 108.

(11) CIR, *Final Report and Testimony*, Vol. 1, p. 724. Steigewalt, *op. cit.*, p. 50.

(12) *Ibid.*, p. 98.

(13) *Ibid.*, p. 109.

- (2) 全国製造業者協会は、労働者の組織それ自体には反対しないが、ボイコット、ブラックリストその他雇主と被雇用者の個人的自由に干渉する違法な行為には断固として反対する。
- (3) いかなる個人も、労働者組織への加盟または非加盟の故に雇用を拒否されたり、あるいはその他の差別を受けてはならない。また労働者組織のメンバーでない被雇用者に対する組織のメンバーによる差別や干渉はあってはならない。
- (4) 契約に従って、適当と判断した時に雇用関係を解消することは被雇用者の権利であり、また適当と判断した時に被雇用者を解雇するのは雇主の権利である。
- (5) 雇主は、契約の直接の当事者でない個人や組織に干渉あるいは指示されることなく、自分のもとで働く人々を相互に満足の賃金で自由に雇用できなければならない。
- (6) 雇主は、企業の経営、生産物の量と質の決定、正当にして公平な支払方法ないし制度の利用において、妨げられてはならない。
- (7) この国の雇主と被雇用者の利益のために、自分に適した職業を学ぼうとする男性や女性の機会に対するいかなる制限もあってはならない。
- (8) 全国製造業者協会はストライキとロックアウトを絶対に否認し、両当事者の権利を守るであろう友好的な手段による、雇主と被雇用者の間のすべての対立の公平な調整に賛成する。
- (9) 被雇用者は彼等の勤務に関して集团的に契約を結ぶ権利を有している。しかしながら、契約の当事者以外の者には雇用関係が拒否されるべきであるとする条項を含むいかなる契約も、アメリカ労働者の憲法で保障された権利の侵害であり、公共の政策に反するものであり、不法共謀法の違反である。協会は、クローズド・ショップに対する断固たる反対を宣言し、いかなる産業の門戸も、労働者組織への加盟、未加盟の故をもってアメリカ労働者に閉ざさるべきではないと主張する。
- (10) 全国製造業者協会は、以上の宣言と一致しないいかなる、そしてあらゆる立法に反対することを誓う。¹⁴⁾

(14) *Ibid.*, p. 186—187, Frederick Watson Smith, “The Amazing Storm: Business Answers to the Labor Question, 1900—1920” (Ph. D. Dissertation, University of Minnesota, 1983), pp. 57—58.

NAMの路線の転換は全国の反組合的経営者を奮い起たせ、各地で組織労働と対決する経営者協会 *employers' associations* や市民同盟 *citizens' alliances* が設立された。1903年10月にはその代表者が集まって全国組織のアメリカ市民産業協会 (*Citizen's Industrial Association of America*, 以下 CIA と略記) を結成し、パリーがその会長を兼ねた。CIA は当時の経営者の組織労働に対する不満を反映して急速に発展し、翌1904年2月の大会に代表を派遣した経営者組織は前年10月の124に対して247と倍増した⁽¹⁵⁾。彼等は政府、議会、さらには世論にも活発に働きかけ、その結果「AFLのロビー活動はおおむね NAM-CIA 連合の組織的反対のために無駄に終わった。労働の指導者は議会のいたるところで敵対的な組織の幹部や弁護士と遭遇⁽¹⁶⁾」するというような事態となった。またかつては労働者の運動に好意的であった世論も著しく変わり、1906年の CIA 大会で当時の会長のポストは、次のように当時の状況を分析した。

…… 2年前には新聞と牧師は労働者の抑圧についての決り文句を伝えていた。今では、巨大な労働トラストが一般アメリカ市民同様独立の労働者のもっともひどい抑圧者だということが発見されつつあるので、このような状況は全く変わった。人々は目覚めて、今や行動し⁽¹⁷⁾つつある。……

NAMは、その後も一貫して組織労働との対決に力を集中し、アメリカにおけるオープン・ショップ運動の中心として機能した。しかも注目すべきことにこのような転換は NAM の組織としての急成長をもたらした。すなわち、1902年4月パリーが会長に就任してから1904年の3月までの2年間に、NAM

(15) Perlman and Taft, *op. cit.*, pp. 133—135.

(16) Marguerite Green, *The National Civic Federation and American Labor Movement, 1900—1925* (Washington, 1956), p. 120.

(17) Perlman and Taft, *op. cit.*, p. 137.

の会員はほぼ3倍に急増したのである。⁽¹⁸⁾

参戦直前の1915年、NAM加盟企業はアメリカの製造業産出高の半分以上、製造業労働者の3分の2、製造業輸出の90%を占めていた。⁽¹⁹⁾ここに我々はNAMの反組合方針が当時の経営者の広い層にアピールした事実を見ることができる。

(4) 第一次大戦前の労資関係に影響を与えた組織としてAFLやNAMとならんで重要なのは、1900年にラルフ・イーズレイによって設立された全国市民連盟(National Civic Federation, 以下NCFと略記)である。当時の実業界、労働界、あるいは政界、学界の著名人を網羅したこの連盟は、周知のようにコーポリット・リベラリズムに関する論議の一つの焦点であり、ジェームズ・ワインスタイン等ニューレフト史家によってその推進力としての役割が高く評価されている。しかしながら、当時の労資関係を戦時労働政策の前提として概観しておこうという本節の視角からは、むしろその影響力の限界に注意しておく必要がある。

第一に、NCFとAFL幹部との結びつきはしばしば一般組合員の強い反発を招き、特に大戦直前には、革新主義的風潮の中で勢力を拡大した社会主義者によって、激しい攻撃の対象とされた。かくして、当時のAFLの最有力組合の一つ合同鉱山労組は、1911年の大会で、1213票対967票の僅差ではあったが、NCFメンバーの鉱山労組組合員資格を剥奪すると決議した。⁽²⁰⁾国際機械工組合も同年、11469票対8008票のレファレンダムでもって組合役員のNCFへの参加を禁止した。⁽²¹⁾さすがにAFLの大会ではゴンパース一派が、激しい

(18) Steigerwalt, *op. cit.*, p. 142.

(19) Smith, *op. cit.*, p. 59.

(20) Green, *op. cit.*, p. 155.

(21) David Montgomery, *Workers' Control in America* (Cambridge, 1979), p. 67.

論争の結果、11851票の支持を集めてNCFとの関係を維持することに成功したけれども、社会主義者もまた4924票を集めたのである。⁽²²⁾

第二に、NCFの労資協調の理念の実業界への影響はそれほど広くも、また強くもなかったように思われる。ワインスタイン等は、NCFに名を連ねた巨大企業の経営者、特に銀行出身者や第二世代の経営者たちを時代の流れを見通したコーポリット・リベラル、他方NAMの支持層をすでに時代にそぐわないものになったレッセ・フェールの原則を固守する中小企業経営者と規定して、両者を峻別する。しかしながらデーヴィッド・モンゴメリーが当時の金属産業の労資関係の分析から明らかにしたところによると、この二つの組織の違いは「社会学的というよりも戦術的」なものであって、「どちらも同じ実業家集団に訴えて」いた。そしてNCFの労資協調路線は、大企業の間でさえ支持されることが少なかったのである。⁽²³⁾

たしかに、元ジャーナリストのイーズリーや、数々の修羅場をくぐりぬけてきた老練な政治家マーク・ハナは、ブランダイズのような法律家とともに、労働組合の「社会主義の大波にたいする防波堤」としての役割を高く評価していたように思われる。またワインスタインが指摘するように、より大きな危機、たとえばIWWの進出等に直面した時、NCF系の経営者が保守的な労働組合との取引を恐れなかったというのも事実であろう。⁽²⁵⁾しかしながら、「アメリカ実業界は革命を恐れる以上に組合を恐れていた」⁽²⁶⁾かどうかはともかく、当時の絶対多数の経営者にとって、革命より身近で直接の敵は組合で

(22) Green, *op. cit.*, p. 178, James Weinstein, *The Corporate Ideal in Liberal State, 1900—1918* (Westport, Connecticut, 1968), p. 120.

(23) Montgomery, *op. cit.*, pp. 61—62.

(24) Weinstein, *op. cit.*, p. 17.

(25) *Ibid.*, p. 13.

(26) David Montgomery, “New Tendencies in Union Struggles and Strategies in Europe and the United States, 1916—1922”, in Cronin and Sirianni ed., *Work, Community and Power*, p. 95.

あった。かくしてU. S. スティールは、ゲイリーやパーキンス等その最高幹部がNCFの会議や晩餐会でいかなるリベラルな発言を行なったにしても、現実にはその支配下にあるすべての工場から合同鉄鋼労組 (Amalgamated Association of Iron Steel and Tin Workers) を追放してしまつたのである。⁽²⁷⁾ もちろん労働者はその事実を良く知っていた。それゆえ、先に述べた1911年の合同鉱山労組の大会で、ある代議員は次のように主張したのである。

全国市民連盟は、もしもそうしようと望むなら組織労働に利益を与える機会を持っていた……我々は鉄鋼トラストがその工場から組織労働のすべての痕跡を事実上排除してしまつたことをしている。彼等は市民連盟を支配しているのと同じ連中ではないのか。⁽²⁸⁾

結局のところ、ゲイリーやパーキンスのようなコーポリット・リベラルも、「強制されなかりは労働組合と協定しようとはしなかつた。彼等は階級闘争についての自分たちの弁証法を持っていた。弱い労働者組織は粉碎されねばならず、強い組織は融和されねばならなかつた」のであって、これこそが彼等の「責任ある」組合指導者と「無責任な」組合指導者に関する決り文句の本当の意味」に他ならなかつた。かくして強力な合同鉱山労組がモルガンから一定の譲歩と尊敬を勝ちえたのにたいして、弱体化した合同鉄鋼労組は軽蔑にしか値しなかつたのである。⁽²⁹⁾ もとよりゲイリー等はNAMのパリー

(27) これは、フォナーの *History of the Labor Movement in the United States*, Vol. 4 へのワインスタインの批判に対するフォナーの反批判の論点のひとつであった。ワインスタインはこれに再批判を試みているが、U. S. スティールの現実の反労組政策の重みを覆すほどの説得力はないように思える。Cf. Philp S. Foner, "Reply: Historical Materialism and Labor History", in James Weinstein and David W. Eakins ed., *For a New America* (New York, 1970), pp. 116—118 及び同じ本のそのすぐ後の James Weinstein, "Reply", pp. 123—124.

(28) Michael Nash, *Conflict and Accommodation: Coal Miners, Steel Workers, and Socialism, 1890—1920* (Westport, Connecticut and London 1982), p. 103.

(29) *Ibid.*, pp. 102—103. もっともワインスタインもその事実は否定しない。Weinstein, *op. cit.*, p. 13.

のように公式の場で労働運動を侮辱し挑戦はしなかつた。⁽³⁰⁾また労働者の福利厚生にもより積極的であつて、しばしば傘下企業の叩きあげの社長たちの抵抗をも押し切つて、工場の事故防止、衛生、住宅事情の改善、さらには一定の賃上げ、労働時間の短縮すら実行した。⁽³¹⁾しかしながら、カンザス州の革新主義的法律家フランク・ウォルシェが、前述の合衆国労資関係委員会の委員に任命された時、労働問題に関心を持っていた彼の友人の一人が、委員会は「工場内の健康、安全、慰安、あるいは産業教育とかいったものにあまり時間を費やす」べきではない、ただちに「労働者が自分たちの生活費を稼いでいる諸条件の決定にどの程度の発言権を持つべきかという問題」に取り組むべきだと忠告したように、⁽³²⁾当時の労資関係の最大の問題は経営者の権利と労働者の発言権との対立、具体的には組合や団体交渉の承認の問題であつた。そしてこの点に関するかぎり、NAM系経営者の場合と同じように、彼等コーポリット・リベラル的経営者と組織労働との第一次大戦前の関係を基本的に律していたのは、やはり力による対決に他ならなかつた。NCFは、たしかに実業界と労働界、あるいは政界の有力者を集めた一種のフォーラムとして、彼等に接触と場合によっては協議の場を提供したけれども、戦前の労資関係に何等かの調和をもたらすにはほど遠かつた。前節で述べたように1916年、迫りくるアメリカの第一次大戦への介入に備えて国防諮問委員会が設立され

(29) 「NCFの“親労働”的立場は誇張されている。(NCF系の人々が)労働界を、パリーのように“フン族とヴァンダル族”呼ばわりしなかつたと言っても意味がない。ジョージ・パーキンス、ゲイリー判事、ゲートルード・ピークスやアイルランド大司教のような人々は、誰に対しても、公にそんな言葉は決して使わなかつた」(Smith, *op. cit.*, p. 64).

(31) John A. Garraty, “The United States Steel Corporation Versus Labor: The Early Years”, *Labor History*, I, (Winter, 1960), pp. 6, 18ff, Nash, *op. cit.*, pp. 118—122.

(32) L. A. Halbert to Frank Walsh, June 13, 1913, Box 142, Frank P. Walsh Papers, New York Public Library. ワインスタインも別の目的でこの手紙を引用している。Weinstein, *op. cit.*, p. 187.

た。委員の一人に任命されたバーナード・バルークは、初期の委員会の様子を次のように回顧している。

ゴンパースとウィラードとはお互いに良く知っている様子で、彼等の間には若干の反感があるのが、私には分った。ウィラードの方がそのことをゴンパースよりもはっきりと態度に示していた。最初彼とローゼンヴァルトとはゴンパースが口を開くたびに彼の喉に食いつきそうにみえた……ついに私は、彼も自分の意見を邪魔されずに述べる機会を与えられるべきだと発言せざるをえなかった。⁽³³⁾

実業界と穏健な労働組合指導者の相互理解のためのNCFの長年の努力にもかかわらず、これがその保守的な指導、NCFとの関係等によって常に急進派の批判を浴びてきたAFLの会長に対する、バルチモア・オハイオ鉄道社長と、シアーズ・ローバック社社長の対応であった。

(5) 最後に、このような事態に大戦直前の連邦政府がどのように対応しようとしていたのかを考察しておこう。

何度も繰り返すように、大戦直前はまた革新主義の全盛の時期であった。それを反映してタフト政権の末期からウィルソン政権にかけて多数の労働保護立法が制定された。たとえば1912年には連邦政府契約事業における8時間労働法が制定され、合衆国労資関係委員会が設立された。郵便局職員の勤務時間も8時間に制限された。1913年には労働省が創設され合同鉱山労組出身のウィリアム・B・ウィルソンが初代の長官になった。1914年にはクレイトン反トラスト法が、15年にはラフォレット船員法が制定された。また同年の陸海軍支出法に初めて、調達物資がテイラー・システムによって生産されるのを妨げるための条項が挿入された。16年には幼年労働法と鉄道労働者を対

(33) Bernard M. Baruch, *Baruch: The Public Years* (Boston, 1960), p. 37.

象としたアダムソン法が制定された。⁽³⁴⁾特にクレイトン法との関連でしばしば指摘されるように、これらの立法には大きな限界があったけれども、⁽³⁵⁾その多くは労働界の長年の運動の成果であって、当時としては注目すべき前進であった。

これらの中で、当時の労資関係の考察に資するいくつかの興味深い素材を含んでおり、また戦時労働政策との関連からもここで特に考察しておきたいのは、すでにその報告書を何度か資料として引用した合衆国労資関係委員会 (United States Commission on Industrial Relations, 以下 CIR と略記) の活動である。

CIR は、20人の死者を出した1911年の橋梁・建設用鉄材労組 (Bridge and Structural Iron Workers) 組合員によるロス・アンゼルス・タイムズ爆破事件に衝撃を受けた知識人たちの働きかけを直接のきっかけとして、当時の労資紛争の原因究明、解決策の提起を目的として、タフト大統領によって設立された。⁽³⁶⁾委員たちは全国をめぐって公聴会を開き、調査活動を行なった。当時のほとんどすべての重要な労資紛争がこの委員会の調査の対象となり、モルガンやロックフェラーから一般の労働者まで740人が証人として招かれた。⁽³⁷⁾CIR の公聴会は、委員長であるフランク・ウォルシェの積極的な指揮のもとで、単なる調査のための道具から当時の紛争の根本にあるものを鋭く追求、告発する場ともなった。なかんづくコロラド州で発生したロックフェラ

(34) さしあたり、U. S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, *Labor Relations in the United States, Summary of Historical Events in the World War Period, 1912—1920* (1941), pp. 1—4.

(35) クレイトン法の限界の問題についてはさしあたり、新川健三郎「ウィルソン政府の労働政策に関する一考察…革新主義の『保守性』の一側面」(『東京大学教養学部人文科学科紀要』第66号, 1978) 参照。

(36) Graham Adams, Jr., *The Age of Industrial Violence, 1910—1915* (New York, 1966), pp. 24—49.

(37) 証人は経営者側、労働者側、その他がそれぞれ、230人、245人、265人であった。そのうち労働者側の内訳は、組合役員135人、労働者90人、IWW 8人、社会党代表6人である。CIR, *Final Report and Testimony*, Vol. 1, p. 20.

一系企業、コロラド燃料石炭会社と労働者の紛争をめぐる、ウォルシェのジョン・D・ロックフェラー・ジュニアに対する追求は徹底的なものであった。⁽³⁸⁾

(38) この紛争は、事実上会社に雇われていた州兵が、ラドロウで2人の女性と11人の子供を殺したことによって、怒った労働者と会社側との公然たる戦争状態に発展した。労働者もダイナマイトや銃で会社の施設を爆破し、スト破りや警官を殺した。「無政府状態がコロラドを支配した…まるで戦争のように、両交戦国はコミュニケを発表し、負傷者を報告し、勝利を誇った……」この「コロラドの内戦」は1914年4月、連邦軍数連隊の投入によってようやく収まった。翌1915年1月、ニュー・ヨークで開かれた公聴会に出席したロックフェラーは、経営の実務は現地の経営者に委ねており、彼自身はこの問題に直接タッチしていないと証言した。彼は同時に労働運動に対する理解とコロラドの事態に対する深い憂慮を示し、ウォルシェを除くほとんどの傍聴者に強い印象を与えた。労働者代表委員の一人ガレストンは「ロックフェラー氏は労働者が考えていたような人ではない」と思い、公益代表委員のハリマン女史は彼が「とても人間的」であることを知った。メアリー・H・ジョーンズ、通称マザー・ジョーンズですら、「我々はひどく彼を誤解していた」と嘆いた。しかしながらウォルシェは、委員会の調査員たちが入手したコロラドの会社役員たちとロックフェラーとの多数の往復書簡から、ロックフェラーの証言が虚偽であること、彼がコロラドから報告を受け、その決定を支持していたことを知っており、その証拠に基づいて次のワシントン公聴会でロックフェラーを徹底的に追求したのである。ウォルシェの追求はきわめて厳しく、ロックフェラーの顔は「ますます白くついには灰のように」なり、ウォルシェの旧友でコロラドの紛争に関して同じように感じていたクリールさえ、「フランクの容赦ない質問に汗を流しているこの男を気の毒に」思ったという。あまりの厳しさに委員会でもハリマン女史（公益）とワインストック（経営者）が共同で抗議したけれども彼は屈しなかった。「誰が反対しようこの調査は自分の流儀でやる」とウォルシェは宣言したという（以上 Adams, *op. cit.*, pp. 160-168）。なお付言しておけば、マザー・ジョーンズのロックフェラーに対する幻想はもちろん長くは続かなかった。9月に彼女は次のような手紙を書いている。「あなたが刑務所にいる私の少年たち（コロラドの事件で逮捕されている鉱夫たちのことで84才のマザー・ジョーンズからみれば boys だがもちろん大人である）を見るのができたらと思います。それは悲しい、悲しい光景でした。思うにザンカネリは最高裁が行動を起すまでもいきていないでしょう。それはこの国のもっともいまわしい野蛮な場所で、空気のない不潔な、近代文明の恥辱です。しかしながら、御存じのように、ロックフェラーとその仲間たちが彼等の奴隷制度に抵抗する労働者に課するに残酷すぎるということはありません……（中略）……私はカンサス市を発つ少し前にウォルシェ氏に会いました。彼は私に、もしも軍がまた私を捕えるようなことがあったら、きっと電報を打つように、そうすれば彼はすぐに私を守りに駆け付けると言いました。」Mother Jones to Carl Beck, Sept. 9, 1915, Box 144, Walsh Papers, New York Public Library.

したがって委員会の活動は労働界からは賞讃の、実業界からは批判の嵐を呼び、新聞は連日公聴会について書きたてた。グラハム・アダムズによれば「ヨーロッパにおける第一次大戦の勃発さえも委員会（の記事）を第一面から追うことはなかった⁽³⁹⁾」のである。

さて CIR に関してまず問題となるのは、労働、資本、公益の3者からそれぞれ3人ずつ選ばれた委員たちが、いかなる集団、あるいは思想を背景としていたかということである。すでに述べたように委員会自体はタフト大統領によって設立されたが、彼の人選は上院の承認を得ることができず、委員会は結局次期大統領のウィルソンによって選ばれたメンバーによって発足した。ウィルソンはタフトの名簿にあったNAM推薦の委員とともに、人選の過程で新たに問題となった急進派の委員をも除外した。それゆえアダムズはこの人選に関して、「労働界保守派と中小企業が勝利した。この時点で、ウィルソンのニュー・フリーダムは大産業と急進的組合主義を排除した⁽⁴⁰⁾」と主張する。それに対してワインスタインは次のように指摘する。

しかしながら、たしかに大実業家は委員会にいなかったけれども……ウォルシェを除くすべての委員は市民連盟（NCF）に属しておりその基本方針を共有していた。委員会に存在しなかった二つの思想的潮流は正しくラルフ・イーズレイがいつも非難してきたところの、NAMの強硬なオープン・ショップ“実業界無政府主義”と、社会主義およびIWWの反資本主義であった。⁽⁴¹⁾

このワインスタインの指摘は、大企業＝NCF＝コーポリット・リベラル、中小企業＝NAM＝反組織労働という彼自身の図式との関連で興味深い。モ

(39) Adams, *op. cit.*, p. 169.

(40) *Ibid.*, p. 74.

(41) Weinstein, *op. cit.*, p. 190.

ングリーは金属産業の分析で大企業とNAM, オープン・ショップ運動の結びつきを明らかにした。ここではNCFを中小企業家が代表しているのである。

第二に、しかしはるかに興味深い問題は、このほぼNCFメンバーで固めた委員会の内部にその後発生した対立である。CIRは、その活動に対する評価をめぐって世論を分裂させるとともに、内部においても、当時の労資紛争の原因、解決策、公聴会の在り方等をめぐって鋭く分裂した。彼等は最終報告についても合意することができなかった。調査局長のマンリーが執筆した報告に署名したのは3人の労働者代表委員とウォルシェだけであった。マンリーの報告の結論を「理想主義的かつ社会主義的」、ウォルシェの言葉を「煽動的かつ革命的」と考えたハリマン女史と、労働者代表委員が当時の労資の対決に影響されて政治問題に関心を奪われすぎていると考えたコモنزの2人の公益委員は、これに署名を拒否して別個に報告書を作成した。経営者代表委員の3人は、コモنز・ハリマン報告にも署名したけれども、なおいくつかの点で異論ありとして同時に彼等だけの報告書をも作成した。すなわちCIRは、ウォルシェを例外として、労働、資本、公益の3者に分裂したのである。⁽⁴³⁾

NCFのメンバーである3人の労働者代表委員、ガレストン、オコンネル、レノンと言うまでもなく全員労働運動内部の保守派に属していた。特にオコンネルとレノンの2人は、その直前の社会主義者の攻撃によって長年のポストから追放されたばかりであった。⁽⁴⁴⁾ 彼等がまずタフトによって委員に指名さ

(42) Adams, *op. cit.*, p. 215.

(43) デュボフスキーは、コモنزとハリマンについて、「もしウィルソン時代のアメリカに“コーポリット・リベラリズム”が存在したとするならば、それはその勧告が資本と労働の双方によって拒否されたこの人々の間にあった」と評価している(Dubofsky, *op. cit.*, p. 205). なお最終報告書“Final Report”にはその他いくつかの補足意見や個別問題についての報告等が含まれている。

(44) Green, *op. cit.*, p. 169, Adams, *op. cit.*, pp. 60—61.

れた時、最初に委員会の設置をタフトに働きかけた革新主義的知識人たちは、彼等のような保守的、反動的な人物のみが委員に任命されたことに強い不満を表明したのである。⁽⁴⁵⁾にもかかわらず彼等がウォルシュとともに署名した報告が、同じNCFメンバーの経営者ばかりか、公益委員によってすら「社会主義的」として署名を拒否されたのである。ここでもNCFは、実業界代表と労働界代表、しかも決して反資本主義、反私有財産の立場にはない労働界保守派の代表との妥協をもたらすことができなかった。CIRは、当時の労資関係の深刻さを、単にその公聴会やあるいは公聴会の影に隠れてそれほど目立たなかった多数の地道な調査と研究によってのみならず、委員会の対立と分裂の軌跡それ自体によっても、再確認しているように思われる。そしてここでやや結論を先取りしておくならば、このような対立がウォルシュと前大統領タフトの二人を委員長とする第一次大戦期のもっとも重要な戦時労働機関、全国戦時労働委員会において、若干形を変えながら、再現されるのである。

(45) *Ibid.*, pp. 47, 61. ただしNAMにはオコンネルでも“radical”であった。